

## 西宮市教育政策懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長と教育委員会が教育政策の推進について、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)及び関係法令に基づき、互いに連携・協力を図り、もって文教住宅都市西宮の発展に資することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、市長、教育長及び教育委員が意見及び情報の交換を行う西宮市教育政策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (構成)

第3条 懇話会は、市長、副市長、教育長及び教育委員で構成する。

2 懇話会は、市長が主宰する。

3 政策局長及び教育委員会教育次長は、懇話会に出席するものとする。

4 市長は、議題に関係する部局の長等、構成員以外の者を懇話会に出席させることができる。

### (開催)

第4条 懇話会は、必要に応じ、市長が召集する。

### (議題)

第5条 懇話会の議題は概ね次のとおりとし、市長、教育長及び教育委員が提案する。

(1)総合計画又は実施計画の教育委員会所管分野に関すること。

(2)教育予算に関すること。

(3)教育行政に関する基本的な方針に関すること。

(4)市長と教育委員会が、相互に調整を要する重要な事項に関すること。

(5)前各号のほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、政策局政策総括室政策推進課(政策局総括)において処理する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 4 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。